平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇八
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇六
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇三
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇

平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇九
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇七
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇五
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇三
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。